

平成31年度税制改正大綱の注目点（1）

平成30年12月14日に平成31年度税制改正大綱が公表されました。

今回の大綱では、今年の消費税増税に向けた対策として住宅ローン減税の動向などが話題となりました。ここでは、とりわけ非上場企業やオーナー社長の方々が注目すべき項目を、2回シリーズでご紹介します。

<税制改正の注目点>

1. 消費税率の引上げに対する対応等
2. 企業のイノベーション促進
3. 中小企業への支援
4. 個人事業者の事業承継に対する支援
5. その他相続税・贈与税の改正

1. 消費税の引上げに対する対応等

前回の消費税率引上げのときには、駆け込み需要と反動減で景気の回復力が弱まりました。その経験を踏まえ、需要変動を平準化させるための方策が講じられます。

（1）住宅ローン減税

消費税等の税率が10%である住宅等を取得し、2019年10月1日から2020年12月31日までの間に居住したときは、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例として、控除期間が13年間（現行：10年間）となります。

（2）自動車税の税率引下げ

消費税率が10%に引き上げられる2019年10月1日以後に新車登録をした場合の自動車税の税率が引き下げられます。

また、自動車の取得時の負担感の緩和のため、2019年10月1日から2020年9月30日までの間に自動車（軽自動車を含む）を取得した場合、環境性能割の税率が1%分軽減されます。

2. 研究開発税制の見直し

持続的な経済成長のためには、イノベーションの強化などで生産性を向上させることが重要であると考え、質の高い研究を行う企業を後押しするとともに、研究開発投資の増加インセンティブを強化する観点から研究開発税制の見直しが行われます。

（1）試験研究費の総額に係る税額控除制度

税額控除率の上限を14%（原則10%）とする特例の適用期限を2年（2021年3月31日まで）延長し、

研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限が当期の法人税額の40%（現行25%）に引き上げられます。

（2）試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における控除税額の上乗せ特例

一定の改組の上、その適用期限が2年（2021年3月31日まで）延長されます。

（3）中小企業技術基盤強化税制

増減試験研究費割合が5%を超える場合の特例が、5%から8%を超える場合に見直され、その適用期限が2年（2021年3月31日まで）延長されます。

3. 中小企業への支援

中小企業は深刻な人手不足に直面しており、とくに地域経済に大きな影響を与えています。そのため、中小企業の軽減税率や設備投資を促進するための税制が2年（2021年3月31日まで）延長されます。

（1）中小企業者等に係る軽減税率の特例

中小企業者等の法人税の軽減税率15%（本則19%）が2年（2021年3月31日まで）延長されます。

（2）中小企業投資促進税制の2年延長

青色中小企業者が適用対象資産を取得等した場合に特別償却（最大30%）又は税額控除できる制度の適用期限が2年（2021年3月31日まで）延長されます。

（3）中小企業経営強化税制の2年延長

青色中小企業者等が中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき適用対象資産を取得等をし、指定事業の用に供した場合に、特別償却（最大100%）又は税額控除できる制度の適用期限が2年（2021年3月31日まで）延長されます。

（4）経営改善設備の特例の2年延長

認定経営革新等支援機関による経営の改善に関する指導及び助言を受けた青色中小企業者等が適用対象資産を取得等をし、指定事業の用に供した場合に特別償却（最大30%）又は税額控除できる制度の適用期限が2年（2021年3月31日まで）延長されます。

（5）中小企業等経営強化法の改正に伴う

特別償却制度の創設

青色中小企業者のうち一定の認定を受けたものが、2021年3月31日までの間にその認定に係る一定の設備等の取得等をした場合に特別償却（最大20%）できる制度が創設されます。

（提供：朝日税理士法人）

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券

金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.32%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各店舗までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2017年2月1日現在)



SMBC日興証券

いっしょに、明日のこと。

Share the Future